

「平成 25 年度 予算編成方針」の概要

本学が目的とする多元的な課題の解決に向けた取り組み、伝統を基礎とし革新と創造の「魅力・活力・実力ある大学」を目指して、厳しい財政環境の中にあいながらも、中長期的な発展を実現すべく、従来の予算配分の在り方を抜本的に見直し、これまで以上に効果的かつ効率的な資金配分を図る。

1. 平成 25 年度予算編成の基本的な考え方

(1) 新たな予算構造の確立

- ・今後の大学改革等への対応を見据え、本学が柔軟かつ機動的な教育・研究・医療活動の実施を行うことが可能となる予算となるよう、新たな予算構造及び予算積算方法を構築
- ・更なる自己収入の増収や外部資金の獲得を目指しつつ、最小限ながらも安定的な予算を確保する一方で、運営費交付金の他、自己収入や競争的資金（間接経費等を含む）から構成される一体的な予算構造を確立
- ・大学改革促進係数等への対応のため、物件費を定率減額するが、各部局の予算額が昨年度から極端な減額とならないよう配慮

(2) 人件費予算と物件費予算の区分管理

(3) 自己収入の増収及び競争的資金の戦略的な獲得

- ・自己収入の目標額の設定
- ・競争的資金等の積極的な獲得

(4) 病院経営の安定化

- ・医学部附属病院は、これまでの厳しい運営状況からは脱しつつあるが、病院経営における財務状況の安定化に向け、引き続き増収及び経費削減が必要

(5) 第二期重点事業実施計画への対応

- ・今後も更なる検討を重ね、国立大学法人を取り巻く状況の変化に対して柔軟に対応

2. 教育研究事業等及び大学運営に必要な経費

(1) 人 件 費

- ・常勤教職員に係る経費は大学全体で一括管理
- ・定員管理を行いつつ、人件費決算額等を踏まえた現員に基づく所要額にて予算を確保するとともに、高年齢者の雇用確保に必要な予算についても、同様に確保
- ・非常勤講師等については従来の考え方に基づく予算を確保し、所要額を基礎として措置

(2) 物 件 費

①教育研究環境を維持するために必要な経費

- ・教育研究環境の維持に必要な経費は、大学運営及び部局運営の基盤を成す経費であることを認識し、教育・研究の質の向上を図るため、一層の効果的・効率的な経費の執行方法を追求
- ・部局規模に応じた教育研究等経費（基礎分）及び各部局特有の事項に応じた教育研究等経費（特別分）により、最小限ながらも安定的な予算を確保
- ・部局間の公平性を保ち、今後の大学改革を見据えた組織再編等にも柔軟かつ機動的に対応できるよう新たな配分単価を設定
- ・部局長の裁量によって独自の特色ある取り組みを促進させるために部局長裁量経費を確保
- ・各部局が中期目標、中期計画に基づく本学の重点課題に対して積極的に取り組むことを促進するための経費を措置
- ・平成 25 年度から設置される共通事務部への円滑な移行、並びに安定的な業務の実施を確保する

ための初動経費を措置

- ・大学運営を円滑に実施できるよう必要最小限の予算を確保し、その透明性を図るため、事務本部に配分されていた予算積算を精査し、大学入試事業など全学を取りまとめている恒常的な事業に必要な経費を「全学事業経費」、事務本部における最小限必要な管理経費として「本部運営経費」に区分

②戦略的・重点的経費

- ・教育・研究・医療活動の活性化、個性化を図るため、戦略的・重点的経費を確保し、積極的な教育・研究・医療活動を行う部局を支援するとともに、大学改革に向けた大学機能の再構築や大学ガバナンスを充実・強化
- ・総長のリーダーシップによる総長裁量経費により、教育研究の一層の充実
- ・重点戦略経費や繰越積立金の活用により、「第二期重点事業実施計画」の実施
- ・教育研究や社会貢献を一層発展させるための事業に対して、全学経費により支援
- ・全学経費「特別協力経費」を拡充し、将来的に大学に貢献するような新たな事業や大学として重点的に推進する事業について、積極的に取り組む部局を支援
- ・多様化する社会に対応し、本学における教育研究の発展を支えるための組織見直しや改編などを促進する取り組みに対して、部局運営活性化経費（事業型）を措置
- ・基盤強化経費により、全学機構や全学施設の運営費等を措置
- ・電子ジャーナル支援経費を拡充し、電子ジャーナルの購読に係る経費に対する支援を強化
- ・産官学連携の推進に向けての取り組みを支援
- ・学内向け貸付金により、一時的に多額の資金が必要な事業に対して支援

平成 25 年度 予算編成方針

はじめに

我が国の財政状況は、東日本大震災からの復旧・復興や高齢化に伴う社会保障費の増大などの諸問題を抱え、ますます深刻さを増しており、それらに対処する必要性に鑑み、一層の歳出削減が不可欠であることから、国家公務員の人件費を削減するため、「国家公務員の給与の臨時特例に関する法律」（給与改定臨時特例法）が成立（平成 24 年 2 月 29 日）した。さらに、「平成 25 年度予算の概算要求組み替え基準について」（同年 8 月 17 日閣議決定）においては、給与改定臨時特例法に基づく国家公務員の給与削減と同等の給与削減相当額を控除した上で、各省庁に政策的経費の大幅な減額（△10%）を求めるなど非常に厳しい状況にある。

一方、「大学改革実行プラン」（同年 6 月 5 日文部科学省策定）等においては、大学の連携・再編成等を促す改革の加速化、大学機能の再構築と大学ガバナンスの充実・強化について言及され、国立大学が社会を変革するエンジンとしての役割を担い、人材育成戦略や成長戦略等にも大きく寄与することが求められている。

このような中、京都大学が目的とする多元的な課題の解決に向けた取り組み、伝統を基礎とし革新と創造の「魅力・活力・実力ある大学」を目指して、地球社会の調和ある共存に貢献するためには、財政基盤を安定させ教育・研究・医療の質の向上を図る必要がある。

以上のことから平成 25 年度予算は、厳しい財政環境の中にありながらも、中長期的な発展を実現するための施策活動を推進し、将来にわたり強い京都大学で在り続け、国民の期待に添えていくため、従来 of 予算配分の在り方を抜本的に見直し、これまで以上に効果的・効率的な資金の配分を図る。

1. 平成 25 年度予算編成の基本的な考え方

（1）新たな予算構造の確立

今後の大学改革等への対応を見据え、本学が柔軟かつ機動的な教育・研究・医療活動の実施を行うことが可能となる予算となるよう、新たな予算構造及び予算積算方法を構築する。

その際、更なる自己収入の増収や外部資金の獲得を目指しつつ、最小限ながらも安定的な予算を確保する一方で、国立大学法人運営費交付金（以下「運営費交付金」とする。）の他、自己収入や競争的資金（間接経費等を含む）から構成される一体的な予算構造を確立し、大学として各部局の活動への支援の充実を図るとともに、戦略的な活動も実施できる仕組みを構築する。

なお、平成 25 年度は、大学改革促進係数等への対応のため、物件費を定率減額するが、各部局の予算額が平成 24 年度から極端な減額とならないよう配慮する。

(2) 人件費予算と物件費予算の区分管理

本学は、第一期において人件費予算と物件費予算を区分して管理してきた。今後も、効果的・効率的な予算執行並びに国における人件費抑制政策等に適切に対応する必要があることから、「第二期中期目標期間における人件費・定員管理の在り方に関する基本方針」（以下「基本方針」とする。）に則り、引き続き人件費予算と物件費予算を区分して管理する。

(3) 自己収入の増収及び競争的資金の戦略的な獲得

国立大学法人を安定的に運営するためには自己収入の確保が大変重要である。このため、適正な学生数等に基づいた授業料や附属病院収入等の収入目標額を設定し、その確保を図る。

また、雑収入等についても、部局の努力に配慮した支出予算配分制度を構築しており、各部局においては本制度を活用して、より一層の収入増を図る。

さらに、基盤的な経費である運営費交付金は、平成 25 年度においても大学改革促進係数の適用による減額が課せられており、本学においても非常に厳しい財政状況となっている。従って、本学の教育・研究・医療活動をこれまでも増して活性化させるためには、競争的資金及びその他の外部資金の積極的な獲得は必須であり、その獲得に向けた経費を確保するなど更なる戦略性をもってこれに努める。

(4) 病院経営の安定化

医学部附属病院は、良質な医療人の養成と供給を担い、新しい治療法の開発等を行う教育研究の場であると同時に、診療行為の実施の場として、高度先進医療の実施、地域医療への貢献、医療の質や安全の確保等、多元的な役割と機能を備えている。

これまでの増収及び経費削減への取り組みにより、厳しい運営状況からは脱しつつあるが、今後も診療収益や診療費用等の分析を系統的・恒常的に実施するとともに、その結果を迅速に財務状況の改善に反映させることで、引き続き増収及び経費削減に努め、病院運営が大学全体の財政を圧迫することがないように、病院経営の安定化を図る。

(5) 第二期重点事業実施計画への対応

第二期重点事業実施計画は、本学における第二期中期目標・中期計画の実現を確かなものにするために策定されたものである。策定以降も、限りある財源の有効利用を図りつつ、高等教育を取り巻く国内外の環境の変化への対応や、国際通用力の向上等を目指し、中・長期的及び全学的な視点から、見直しを行っており、今後においても更なる検討を重ね、国立大学法人を取り巻く状況の変化に柔軟に対応しつつ、その着実な実行を目指した予算編成を行う。

2. 教育研究事業等及び大学運営に必要な経費

(1) 人件費

常勤教職員に係る経費は、役員報酬・教員給与・職員給与に区分し、大学全体で一括管理する。その際、基本方針に沿った定員管理を行いつつ、人件費決算額等を踏まえた現員に基づく所要額にて予算を確保するとともに、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律」（平成 25 年 4 月 1 日施行）に基づく高年齢者の雇用確保に必要な予算についても、同様に確保する。また、非常勤講師等については、従来の考え方に基づく予算を確保し、所要額を基礎として措置する。

(2) 物件費

①教育研究環境を維持するために必要な経費

教育・研究環境を維持するために必要な経費として措置するものであり、大学運営及び部局運営の基盤を成し、教育・研究を支えるための主たる経費であることを認識し、教育・研究の質の向上を図るために、一層効果的・効率的な経費の執行方法を追求するものとする。

i) 教育研究等経費（基礎分）

部局規模に応じた最小限ながらも安定的な予算を確保する。また、教育研究基盤経費を見直し、従来の「大学分」という概念を取り除き、「人当たり経費」と「施設面積当たり経費」の構成とし、新たな配分単価を設定することにより、部局間の公平性を保ち、今後の大学改革を見据えた組織再編等にも柔軟かつ機動的な対応を可能とする。

ii) 教育研究等経費（特別分）

各部局特有の事項に応じた最小限ながらも安定的な予算を確保する。また、従来の予算積算事項を可能な限り集約し、予算執行の機動性・柔軟性を高めるとともに、部局長のリーダーシップの下、独自の特色ある取り組みを促進させるために、「部局長裁量経費」を確保する。

さらに、各部局が中期目標、中期計画に基づく本学の重点課題に対して積極的に取り組むことを促進するための経費を措置する。なお、平成 25 年度から設置される共通事務部への円滑な移行、並びに安定的な業務の実施を確保するための初動経費を措置する。

iii) 全学事業経費・本部運営経費・義務的経費

大学運営を円滑に実施できるよう必要最小限の予算を確保し、その透明性を図るため、これまで事務本部に配分されていた予算積算を精査し、大学入試事業など全

学を取りまとめている恒常的な事業に必要な経費を「全学事業経費」、事務本部における最小限必要な管理経費として「本部運営経費」に区分する。また、消費税や固定資産税などの義務的に発生する経費を「義務的経費」として確保する。

iv) 収入に伴う経費

収入の区分毎に基準を定め、収入見込額の全額もしくは一定割合を当該部局に措置する。

v) 特殊要因経費

土地建物借料など概算要求に基づき措置される特殊要因に必要な経費を当該部局に措置する。

②戦略的・重点的経費

本学の中期目標・中期計画に沿った取り組みの進捗状況を点検しつつ、本学における教育・研究・医療活動の更なる活性化と個性化を図っていくために、配分すべき経費を措置する。

「部局独自で取り組む事業を支援するための経費」、「大学として戦略的に推進する重点事業を実施するための経費」及び主として外部資金を財源とする「その他の戦略的経費」に区分し、積極的な教育・研究・医療活動を行う部局に対して支援するとともに、大学改革に向けた大学機能の再構築や大学ガバナンスの充実・強化を図る。運営費交付金及び自己収入等から成る一体的な予算構造の下、外部からの資金獲得をさらに強化することにより、これらの経費の更なる充実を目指す。

i) 部局独自で取り組む事業を支援するための経費

・各所建物修繕費

教育・研究・医療活動の基盤である施設等を、長期にわたり良好な状態で維持管理するため、修繕等を計画的かつ効率的に実施するために必要な経費を措置する。

・総長裁量経費

総長のリーダーシップにより、教育研究の一層の充実発展を図るために必要な経費を措置する。

ii) 大学として戦略的に推進する重点事業を実施するための経費

・第二期重点事業実施計画に必要な経費

教育・研究・医療の質の向上並びに組織運営の改善に充てるため、第一期からの繰越積立金や目的積立金を活用するとともに、「第二期重点事業実施計画」に

必要な経費を措置する。なお、必要に応じて計画の見直しを行うなど、可能な限りの縮減を図る。

iii) その他の戦略的な経費

・全学経費

全学経費は、「全学共通経費」、「特別協力経費」及び「京都大学における設備整備計画（設備マスタープラン）」に基づく「設備整備経費」に区分し、「京都大学の基本理念」に沿って、本学の教育・研究・医療活動や社会貢献を一層発展させるため、大学として支援する必要がある事業に対して措置されるものである。

なお、平成 25 年度より、「特別協力経費」を拡充し、将来的に大学に貢献するような新たな事業や大学として重点的に推進する事業について、積極的に取り組む部局を支援する。

また、今後は第二期中期目標・中期計画の実現に向け、間接経費の充当率や寄附金の拠出率の見直し等、制度改革に関する検討を必要に応じ行うこととする。

・部局運営活性化経費（事業型）

多様化する社会に対応し、本学における教育研究の発展を支えるための組織見直しや改編などを促進する取り組みに対して経費を措置する。

・基盤強化経費

全学機構や全学施設の業務を適正かつ機動的に実施するため、運営等に必要な経費を措置する。

・電子ジャーナル支援経費

学術情報の基盤となる電子ジャーナルのパッケージ購読費用に対して支援を行うために措置する経費であり、平成 25 年度より本経費を拡充する。

・産官学連携推進経費

産官学連携の推進に向けての取り組みを支援するために必要な経費を措置する。

・学内向け貸付金

資金調達が困難な施設・設備の整備等のために、一時的に多額の資金を必要とする事業計画を支援するための資金の貸付を行う。

③特別経費

概算要求に基づき措置されるプロジェクト型経費であるため、事業を実施する部局に措置する。

④一般診療に必要な経費及び債務償還経費

附属病院が、地域の中核病院として地域医療に貢献し、高度で先進的な医療や安全で質の高い医療を提供するため、診療活動に必要な経費として措置する。また、債務償還経費については、附属病院の施設及び設備の整備のために借り入れた債務の返済に充てるため、附属病院に所要額を措置する。

3. 競争的資金等

受託研究契約等に基づく特定の事業に対し、実施等に必要な経費を措置する。

4. 施設費事業費

施設整備事業及び設備整備事業として用途を指定して交付される事業に必要な経費を措置する。

5. 予算の効果的な運用

中長期的な視野に立った事業計画を立案し、「国立大学法人京都大学の運営費交付金に関する取扱要領」及び「国立大学法人京都大学業務達成基準取扱要領」に基づく制度を効果的に活用することにより、予算の計画的な運用を行う。

6. 資金の管理・運用

資金は、安全・確実に管理し、運用にあたっては、精度の高い資金繰り計画を策定し、資金の元本保証を前提として安全性を確保し、金融情勢等を十分勘案した計画を策定のうえ、安定した運用益の確保を図る。

資金運用に際しては、不正防止の体制を確保するとともに、社会の疑念が生じないように、現金を扱う部署と運用を行う部署を明確に区分し、透明性の確保を図る。

7. 経費の削減

業務運営の効率化と経費の削減により、本学の教育・研究・医療活動を積極的に展開していくための財源を捻出していくことは、不断の努力として求め続けられている。

このため、平成 25 年度においても、大学全体として取り組むべき経費削減対策について具体的な検討を行い、全学展開に向けた有効性の検証等を行っていく。また、経費削減に関する意識の向上を図るための取り組みを実施し、引き続き一般管理費の比率を圧縮し、本学の使命である教育研究経費の比率をより高めていくこととする。

おわりに

平成 25 年度は、国立大学法人化から 10 年目となる節目を迎えることとなり、国立大学法人は、いよいよその真価が問われる段階に至っており、社会から要請される役割を積極的に果たしていくことが求められている。一方で、極めて厳しい財政環境に置かれているが、社会全体に支えられていることを再認識し、全学構成員の創意と工夫にもとづいた積極的な取り組みを進めていくなかで、安定的な経営の確保に向けた自己改革を実現していくことが必要である。

本学においても、今後、運営費交付金の減少等により、財政状況がさらに厳しくなることが想定されるなか、教育・研究・医療の質を維持・向上し、社会的使命を果たしていくためには、これまでの予算配分の在り方にとらわれることなく、最小限ながらも、第二期中期目標・中期計画期間中における安定的な大学運営に資する基盤経費を確保する一方で、積極的に改革促進を図るための取り組みに対する支援をより一層強化する必要があることから、予算配分の在り方について抜本的な見直しを行った。

今後においても、効果的かつ効率的な予算配分の在り方を確立していくため、実行と検証を重ねつつ、必要に応じてその在り方について検討する。